

平成26年11月

建設業者の皆様へ

入札参加申請登録に係る社会保険未加入業者の取扱いについて

大津市では、建設労働者の労働環境の改善及び建設産業の持続的な発展に資するという観点から、社会保険未加入業者対策を実施します。

対策として、平成27年度以降の入札参加登録業者については、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て）の加入を登録要件としますのであらかじめお知らせいたします。

記

1. 加入状況の確認

社会保険の加入状況は、入札参加申請時に提出していただく「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）の写しの記載によって確認します。

なお、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）の発行後に社会保険に加入し、保険料を納めている場合は、健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）により確認します。

2. 適用除外項目の取扱いについて

健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入については、適用除外となるケースがありますがその場合は加入しているものと扱います。

この場合、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）には「除外」と表示されていますのでご確認ください。

大津市役所総務部契約検査課契約係 電話：077（528）2720（直通） 代表：077（523）1234（代表）
--